

換束セルヲ以テ東部合同労働組合幹部護送改之輔ハ認
 停ノ意味ヲ以テ工場主ニ意見ヲ申込メタルニ工場側
 於テモ之レヲ諒トシ昨昨五日日本所置向島須崎所一ニハ
 符合業寺島キヨ方ニ於テ工場主代理新井達治浅原重平
 ト會見接衝ノ結果特別手差三日分ヲ一週間トスル事ニ
 纏リ尚ホ何事ノ名義ヲ附セズ一般的ニ三十五日ヲ支給
 シテ円満解決ヲ遂ゲ今夜男工七名女工三名ニ并シ現金
 ノ支拂ヲ了シタルガ女工三名ハ常議参加ヲ脱シ昨日ヨ
 リ荒業セリ

右及申(通)報矣也

情報部長

(印)

立田工の会社労働争議解決

加村之字議中であつた立田工の会社労働争議は去十一月
 二十五日解決ありた。解決条件としては解雇者十名に對シ
 特別手当として一週間の分、又何事の名義も附せりとの
 旨二十五日午後五時頃、又何事の名義も附せりとの
 旨以上に對シ職工側は異存なく承認して全く解決するに
 至つた。

大正十三年十一月四日 矢次 一夫

13.12.5

13.12.4
第46号

二十五名労働争議の解決の概況